令和６年度障がい者雇用支援事業　委託業務　仕様書

１　委託業務の概要

 （1）業務名及び数量　令和６年度障がい者雇用支援事業　委託業務　一式

 （2）履行期間　委託契約締結の日から令和７年１月31日まで

２　本業務の趣旨

県では、県内事業所における障がい者の雇用を促進し障がい者法定雇用率の向上を図るため、就労支援機関の職員等を対象とした能力向上研修及び事業所を対象とした障がい者雇用促進セミナーを実施する。

３　委託業務の内容

(1) 障がい者の就業支援実務者研修

就労支援機関で支援業務に従事する職員及び教育機関等で就労支援に従事する職員の能力向上のため、研修を行うこととし、業務は次のアからエの事項とする。

ア　研修日数：１日の研修　１回（盛岡市で開催すること）

イ　参加募集人員規模：30名程度

　　ウ　参加対象者：就労支援業務従事者等（障害者就業・生活支援センター、就労移

行支援事業所、就労継続支援事業所（Ａ型・Ｂ型）等の職員）及び

教育機関従事者（高等学校、特別支援学校、高等教育機関等）

エ　具体的な内容

障がい者雇用に対する企業へのアプローチについて

（特に精神障がい・発達障がい）

①　企業に対する支援の視点の必要性

②　企業の視点の理解

③　障がい特性と職業的課題と支援のポイント（精神障がい・発達障がい）

　　　　　④　障がい者雇用（精神障がい者（発達障がい者））優良雇用事例事業所講演

(2) 事業所向け障がい者雇用促進セミナー

障害者雇用率の向上を図るため、県内事業所を対象とした障がい者雇用促進セミナー（以下「セミナー」という。）を実施することとし、次のアからエの事項とする。

ア　研修概要：１日のセミナー　２回以上

（開催地は県と協議のうえ選定するが、うち１回は、下記オのとおりとする。）

イ　参加募集人員規模：各回30名程度

　　ウ　参加対象者：　事業所雇用担当者・人事担当者等

エ　具体的な内容

①　障がい者雇用への理解を深める

（仕組みや制度・支援機関、精神障がい者・発達障がい者の特性等）

※特別支援学校等の視察等を行うこと（視察等は県と協議のうえ実施）

②　障がい者の受入のプロセス・ポイント

（障がい者の雇用に向けた社内合意形成、職務選定（又は創出）、募集、　面接、採用、環境整備、雇用管理等）

　　　③　障がい者雇用（精神障がい者（発達障がい者））優良雇用事例事業所講演

オ　特記事項

　　２回のうち１回は、次により実施すること。

　　開催月日：令和６年９月17日（火）

開催場所：いわて県民情報交流センター（アイーナ）８階研修室804

　　　　内容：上記エ①※については、「岩手県障がい者雇用優良事業所等表彰式」に引

き続いて実施することとし、セミナー参加者に表彰式を見学させること（県

と協議のうえ実施）。

４　留意事項

（1）実務者研修及びセミナーの実施について

ア　講師

　　原則として受託者が選定するものとする。

イ　研修会場の確保（３(2)オを除く）

研修実施場所は、県内とし、県と協議の上選定を行い、研修会場の予約及び契約

は、受託者において行うこと。

ウ　事前打合せ

講師及び実習先事業所等との事前の打合せは、受託者において行うこと。

エ　実施期間

国等が実施する研修及びセミナーと重複しないよう、県と協議の上、実施すること。

　　オ　当日の進行管理

受託者において行うこと。

　　カ　アンケート調査

　　　　研修実施後は参加者に対し、アンケート等を行い、その結果を集計・分析して県

に報告すること。

（2）事業に必要な機械・器具について

受託者が用意すること。なお、実施に当たり、新たに必要となる場合はレンタルで対応すること。

（3）業務完了後の確認について

受託者は、本委託業務に係る実施状況を明らかにする書類を添付の上、業務完了報告書を速やかに県に提出すること。

５　委託契約・委託料等

(1) 契約書の作成

 業務委託契約書を作成し、受託者が遂行すべき業務の内容や委託料の金額、支払

方法等を定める。

(2) 契約の締結

ア　内定した受託者と、契約の締結についての協議を行い、契約を締結する。

イ　内定した受託者との協議が整わなかった場合は、審査結果において、総合得点

　が次に高い応募者と協議を行うものとする。

ウ　契約締結に係る受託者側の印紙代などは、受託者の負担とする。

(3) 予算額

　1,558,529円以内（消費税及び地方消費税を含む）

(4) 価格提案

 価格提案は、委託期間中の「３　委託業務の内容」(1)及び(2)にかかる費用の見

込み額とすること。応募者は、見積もった額を見積書（様式３）に記載すること。

 委託料の額は、別途協議の上決定する。

(5) 県の委託料積算の考え方

 県が受託者に対して支払う委託料の積算の考え方は、委託期間中の「３　委託業

務の内容」(1)及び(2)にかかる一切の費用であること。

(6) 支払方法

 委託料は、契約の定めるところにより、委託業務の完了後に県が検査を行い、契

約書に定められた内容に適合していることを確認した上で、請求を受けた日から30

日以内に受託者に対して支払うもの。

 なお、県は受託者の請求に基づき、委託料を分割で支払うことがあること。

(7) 委託料の返還等

 受託者は、契約の全部又は一部を解除された場合は、県が定めるところにより、

委託料を返還するものとする。

(8) 契約の解除

 県は天災地変その他事情の変更により委託業務の継続が困難と判断したとき、又

は受託者による委託業務が実施することが適当でないと認めるときは、契約の全部

又は一部を解除することがあること。

 また、県が行う調査を妨げ、県が求める報告を拒み、又は県の指示に従わなかっ

た場合、不正の手段により委託料の支払を受けた場合その他契約に違反した場合も

同様とすること。

６　契約に関する条件等

(1)　個人情報の取扱い

受託者は、この契約により知り得た個人情報を、県の承諾なしに第三者に提供し、又は当該業務以外の事業の用に供してはならないこと。また、業務委託期間が満了し、若しくは取り消された後においても同様とすること。

　(2)　再委託等の制限

ア　受託者は、本業務の全部又は本業務の統括・監理業務部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならないこと。

イ　受託者は、本業務の一部を第三者に委託する場合には、あらかじめ県に対して別途契約書に定める方法により、再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、その他再委託先に対する管理方法等必要事項を報告し、承諾を得なければならないこと。

(3) 再委託の相手方

　　受託者は、上記「(2) 再委託等の制限」イにより本業務の一部を第三者に委託する場合は、その相手方を、岩手県内に主たる営業所を有する者の中から選定するように努めること。やむを得ず、県外に主たる営業所を有する者に委託する場合は、県に対してその理由を明示すること。

(4) 帳簿書類

受託者として作成した帳簿書類は、その帳簿閉鎖の時から５年間保存すること。

(5) 権利の帰属等

　　本業務の実施により制作された成果物及び資料又はその利用に関する著作権、所有権等に関しては、原則として委託料の支払いの完了をもって受託者から県に移転することとするが、その詳細については、県及び受託者間で協議の上、別途契約書により定める。

(6) その他

その他、詳細な契約条件については契約締結時に定める。